

発委第 1 号

北栄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

北栄町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項並びに第 7 項及び北栄町議会会議規則（平成 17 年北栄町議会規則第 1 号）第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 1 8 日提出

提出者 北栄町議会運営委員会
委員長 秋 山 修

理由

北栄町課設置条例の一部を改正する条例の制定に伴う所要の改正を行うため。

北栄町条例第 号

北栄町議会委員会条例の一部を改正する条例

北栄町議会委員会条例(平成17年北栄町条例第142号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 8人 総務課、企画財政課、<u>町民課</u>、出納室、教育総務課、生涯学習課に関する事項及びその他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) 民生経済常任委員会 7人 健康推進課、福祉課、産業振興課、観光交流課、地域整備課、<u>環境エネルギー課</u>、農業委員会に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務教育常任委員会 8人 総務課、企画財政課、<u>税務課</u>、出納室、教育総務課、生涯学習課に関する事項及びその他の常任委員会に属しない事項</p> <p>(2) 民生経済常任委員会 7人 <u>住民生活課</u>、健康推進課、福祉課、産業振興課、観光交流課、地域整備課、農業委員会に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の北栄町議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による総務教育常任委員会及び民生経済常任委員会の正副委員長及び委員である者は、それぞれ、この条例による改正後の北栄町議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による総務教育常任委員会及び民生経済常任委員会の正副委員長及び委員として選任されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による各常任委員会の委員の残任期間とする。

- 3 改正前の条例の規定による常任委員会において、継続審査及び調査中の事件については、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託された事件とみなす。